

佐賀県告示第二百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年八月二十四日から平成二十二年九月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四四四号	鹿島市大字納富分字小路七〇七番一 地先から 鹿島市大字納富分字永吉良九九七番 一地先まで 鹿島市大字納富分字小路七一五番四 地先から 鹿島市大字納富分字永吉良一〇二四 番一三地先まで	平成二二・八・二四
県道 山浦肥前鹿島 停車場線	鹿島市大字山浦字久保甲一六一六番 一地先から 鹿島市大字納富分字永吉良九八一番 五地先まで	"